

# 鹿児島興業信用組合はデビットカードサービス(J-Debit)における キャッシュレス・消費者還元事業に参画しています

## 【還元対象期間】

2019年10月1日(火)～2020年6月30日(火)

鹿児島興業信用組合(鹿児島市東千石町17-11、理事長、満田學)は、デビットカードサービス\*(J-Debit)におけるキャッシュレス・消費者還元事業者のA型決済事業者\*として登録が完了しました。

つきましては、対象のJ-Debit加盟店\*で当組合のデビットカードを利用して決済されたお客様に5%の還元を実施いたします(一部フランチャイズ店舗は2%の還元となります)。

※1 お買い物やご飲食の際に、当組合のキャッシュカードで即時にお支払いができるサービスです。

※2 消費者還元を実施する事業者を指します。

※3 本事業対象外の店舗、お取引があります。ご利用時に店舗でご確認ください。

## デビットカードサービス(J-Debit)におけるキャッシュレス・消費者還元について

《キャッシュレス・消費者還元制度とは・・・》

消費喚起の後押しと、キャッシュレス化の推進を目的に経済産業省が主体となって実施する補助金制度です。

2019年10月より、制度対象店舗でキャッシュレス決済を利用すると、ご利用額の5%もしくは2%が還元されます。

詳しくは、運営主体であるキャッシュレス・消費者還元事業費補助金事務局の[ホームページ](#)を確認ください。

### <1. 対象となる決済サービスについて>

個人の普通預金(総合口座普通預金を含む)等のキャッシュカードに付帯しております「J-Debit」となります。

なお、本サービス(J-Debit)に係るカードの入会費用及び年会費は無料です。

### <2. 消費者還元の方法等について>

#### ①還元方法・時期

利用金額に応じたポイントを1か月ごとに取りまとめ、当該ポイント相当額を取引のあった翌月(もしくは翌々月)にお客様の預金口座に振込みます。

#### ②還元するポイント

J-Debit ポイント

※他のポイントへの交換はできません。

※還元時に1ポイントを1円に自動的に交換します。

#### ③還元の上限額

月に15,000ポイント(円)を上限とします。

#### ④還元の確認方法

取引明細(通帳明細)で〇月分としてxxx円の本サービスの消費者還元事業ポイントが入金されたことを記載します。  
(通帳印字例)

取引内容:JD△MM△ショウヒヤカンゲンジギョウ      お預かり金額:XXX円

※JD:Jデビット、MM:取引月、△:スペースを表す

#### ⑤還元に係る制約事項

ポイント還元を行うタイミングで、すでに解約済みの口座(口座が存在しない場合)には、ポイント還元を行いません。



《お問い合わせ窓口》

鹿児島興業信用組合 経営企画部

TEL:099-224-3178

【受付時間】 9:00 から 17:00 まで

(土日祝日を除く)